注意事項

1　裁定を求める森林の所在する市町村ごとに提出すること。

2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

3　伐採の時期欄及び伐採後の造林の時期欄には、伐採又は造林を開始を予定する年月及び期間を記載すること。

4　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

5　伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

6　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

7　申請に当たつては、森林法第10条の12の２第２項各号に掲げる事項を明らかにする資料を添付すること。

27の様式の次に次の１様式を加える。

28　規則第104条の３第１項の申出書の様式

林地台帳情報提供依頼申出書

年　月　日

市町村長　殿

住　所

申出者　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　印

電話番号

次の森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を受けたいので、森林法施行令第10条の規定により申し出ます。

	番号	市町村	大字	字	地番
森林の土地の所在及び地番	1				
	2				
	3				
林地台帳に記載された事項の使用目的					
備考					

注意事項

1　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2　森林の土地の所在及び地番欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。

3　林地台帳に記載された事項の使用目的欄は、申出者以外の者に係る森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を求める場合に記載することとし、「申出者が所有する共有林の施業を行うための他の共有者の氏名及び住所の把握」、「申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のための隣接地の所有者の氏名及び住所の把握」、「森林経営計画の対象森林の拡大のための森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握」など具体的に記載すること。

4　申出に当たつては、森林の土地の登記事項証明書、森林の施業又は経営の受委託の契約書、森林経営計画及びその認定書その他の森林法施行令第10条第１号から第３号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面を添付すること。

5　備考欄には、法人による申出の場合であつて、代表者以外の者が申出書を持参するときには、当該申出書を持参した者の氏名、住所及び連絡先を記載すること。また、市町村から林地台帳に記載された事項の提供を受けるに当たり、希望する提供の方法があれば記載すること。

6　林地台帳に記載された事項は、森林の土地の権利を確定するものではなく、各種証明資料に使用することはできないことに留意すること。

29　規則第104条の５の申出書の様式

林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書

年　月　日

市町村長　殿

住　所

申出者　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　印

電話番号

次の森林の土地に係る林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがあつたので、森林法第191条の６第１項の規定により申し出ます。

森林の土地の所在及び地番	市郡　町村　大字　字　地番
修正を求める事項	
修正を求める理由	
備考	

注意事項

1　修正を求める森林の所在する市町村ごとに提出すること。

2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

3　修正を求める事項欄には、林地台帳又は森林の土地に関する地図において、修正を求める事項及び修正内容を記載すること。

4　修正を求める理由欄には、「相続のため」、「所有者の転居のため」、「土地の合筆・分筆のため」など具体的に記載すること。

5　申出に当たつては、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添付すること。

第二　平成八年十二月二日農林水産省告示第千八百六十一号（木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十七条第一項の規定に基づき、指定をした件）は、廃止する。

第三　次に掲げる告示の規定中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

一　平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百三十二号（独立行政法人農業者年金基金法施行規則第三十二条の農林水産大臣が指定する地域等を指定する件）第二号ロ

二　特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（平成二十五年六月二十四日農林水産省告示第二千七十二号）第一の二及び第五の六